

厚生労働大臣の定める揭示事項

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

管理者 三宅 一昌

2. 中国四国厚生局長への届出事項

- 1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

夜間・早朝等加算

明細書発行体制等加算

外来感染対策向上加算

サーベイランス強化加算

医療DX推進体制整備加算

- 2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

ニコチン依存管理料

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

別添1の「第9」の1の(3)に規定する在宅療養支援診療所

がん治療連携指導料

がん性疼痛緩和指導管理料

CT撮影及びMRI撮影

外来・在宅ベースアップ評価料(I)

- 3) その他

酸素の購入単価

3. 明細書の発行状況に関する事項

医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですのでその点ご理解いただき、明細書の発行を希望しない方は、会計窓口までお申し出ください。

4. 夜間早朝等加算に関する事項

平日18時以降、土曜日12時以降は初診料・再診料ともに夜間早朝等加算を頂いています。

5. 一般名処方に関する事項

院外処方においては、有効成分が同じである複数の医薬品から選択できるように「一般名処方」とさせていただきます。

6. 後発医薬品の使用に関する事項

当院では、厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従い後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取組などを実施しています。

7. 生活習慣病管理料に関する事項

当院では患者さまの状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて対応が可能です。

8. 医療DX推進体制整備加算と医療情報取得加算に関する事項

当院は医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行います。医師等が診療を実施する診察室等においてオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報（受診歴、薬剤情報、特定検診情報、その他必要な診療情報）等を活用して診療を実施します。

9. 感染対策向上加算に関する事項

当院では、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者さまの診療を行っております。感染防止対策として発熱等のある患者さまの動線を分けさせていただいています。

10. ニコチン依存症管理料に関する事項

当院はニコチン依存症管理料の届出を行っており禁煙のための治療的サポートをする禁煙外来を行っています。あわせて屋内外を問わず、「医院敷地内全面禁煙」となっています。